

兵庫県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 29 年 7 月 18 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

兵庫県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年 7 月 18 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2. 対象職員

本計画の対象職員は、兵庫県内各市町から派遣された職員を対象とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、本広域連合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 現状分析

現状分析は、平成 28 年度を対象期間とする。

① 採用した職員に占める女性職員の割合

全職員が兵庫県内の市町から地方自治法第 252 条の 17 第 1 項に基づき派遣された職員で構成されているため、採用はない。

② 平均した継続勤務年数の男女の差異

①と同様の理由により、継続勤務年数は派遣元地方公共団体で把握することになる。当広域連合における派遣年数は 2～3 年と短く、男女の区別により派遣年数を定めることはないため、差異はない。

③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

平成 28 年度の職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間は以下のとおりである。年間を通じた 1 月当たりの平均超過勤務時間は 14 時間 18 分であった。

4 月	23.59 時間	10 月	9.24 時間
5 月	22.48 時間	11 月	10.90 時間
6 月	16.41 時間	12 月	7.55 時間
7 月	14.28 時間	1 月	14.97 時間
8 月	10.24 時間	2 月	13.76 時間

9月	7.69時間	3月	20.55時間
平均		14.30時間	

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

事務局長	0%
次長	0%
課長	66.67%

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

課長補佐・係長	33.33%
事務担当者	34.78%

⑥ 職員一人当たりの年間年次有給休暇取得日数

平成28年度の一人当たり年次休暇取得日数は、11.24日である。

⑦ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

平成28年度は対象者はなし。

⑧ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

平成28年度は対象者はなし。

(2)数値目標

現状分析から、採用及び女性職員の割合については全職員が兵庫県内の市町から地方自治法第252条の17第1項に基づき派遣された職員であり広域連合長に関与できる部分は乏しく、一方、超過勤務について事務の効率的な執行等により縮減の余地があり、また、年次有給休暇の取得日数について休暇の計画的な取得等により増加を図る余地があることから、以下の数値目標を設定する。

① 超過勤務の縮減

平成32年度までに、平均超過勤務時間を、14時間未満にする。

② 年次休暇の取得の促進

平成32年度までに、全職員の年次休暇の取得日数を13日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

(1)超過勤務の縮減

① 定時退庁日の実施

毎週水曜日を定時退庁日とし、管理職員が各職員に早期退庁を奨励するとともに率先垂範し、所属職員が定時退庁できるように努める。

② 事務の効率的な執行等

超過勤務の縮減に向け事務の効率的な執行に努めるとともに、被保険者数の増加に伴って必然的に増加する業務量に対応するための体制の充実を図る。

(2)年次有給休暇の取得促進

各所属で年間業務スケジュールを策定し全職員がそれを共有するなど、計画的に年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、管理職員が率先垂範することにより年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成を図る。